

令和5年度第1回

武蔵村山市行政改革推進委員会会議次第

日 時：令和5年9月1日（金）

午前10時30分から

場 所：中部地区会館403集会室

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	行政改革推進委員会について
議 題 1	委員長及び副委員長の互選について
議 題 2	令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について
議 題 3	その他
閉 会	

1 行政改革推進委員会の所掌事務等

武蔵村山市行政改革推進委員会（以下、「当委員会」という。）は、本市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るために設けられたものであり、所掌事務は行政改革大綱で掲げる各推進項目の実施状況について審議を行い、必要に応じて市長に対し助言や勧告等を行うものである。

（資料一覧 1 ページ「資料 1 武蔵村山市行政改革推進委員会条例」参照）

2 行政改革推進委員会の委員

当委員会は、5人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となる。

（資料一覧 2 ページ「資料 2 武蔵村山市行政改革推進委員会委員名簿」参照）

3 行政改革推進委員会の会議の開催

当委員会の会議は、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回、年間で2回の開催を予定している。

4 行政改革大綱

令和3年3月に武蔵村山市第七次行政改革大綱を策定し、推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としている。

「行政改革大綱」は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念等を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営の在り方を示すものである。

基本理念を着実に達成し、具現化するために、体系化した全82の推進項目を掲載している。

5 行政改革大綱推進計画

本市の行政改革を計画的かつ着実に推進するため、「行政改革大綱推進計画」を毎年度策定し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等を適宜見直していくこととしている。

（別添資料：「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和4年度～令和7年度）」参照）

6 行政改革の推進体制

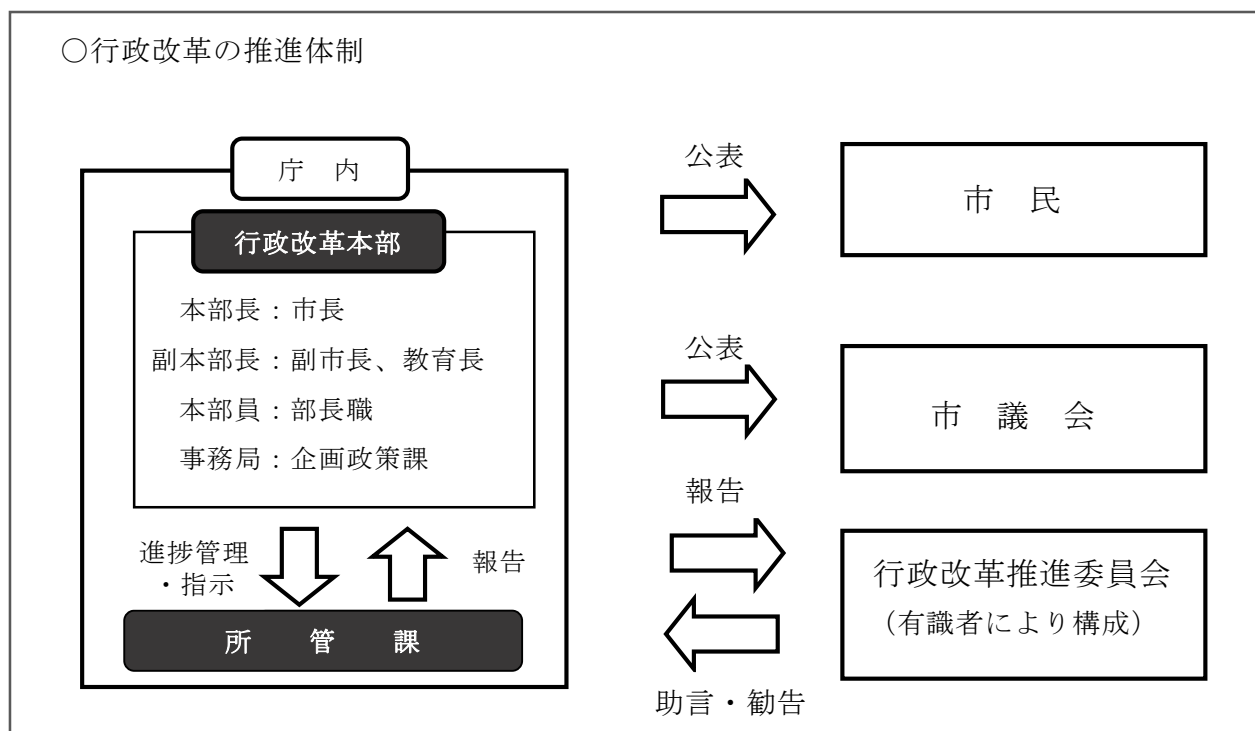
(1) 推進体制

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進委員会のほか、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、庁内の部長職で組織する「行政改革本部」により、行政改革

大綱の推進に取り組んでいる。

(2) 推進状況の公表

行政改革大綱の推進状況については、各年度の半期ごとに調査し、その結果を行政改革本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、市報、ホームページ等で市民に公表する。



7 行政改革推進委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応しているところである。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧 3 ページから 7 ページ「資料 3 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び「資料 4 武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

議題 1 委員長及び副委員長の互選について

1 委員長及び副委員長の選出に関する条例上の規定

武蔵村山市行政改革推進委員会条例（平成10年武蔵村山市条例第16号）第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長については、委員の互選により選任することとしている。

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例 - 抄 -

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 委員長及び副委員長の選任

武蔵村山市行政改革推進委員会条例（平成10年武蔵村山市条例第16号）第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選する。

(1) 委員長の互選

委員長

(2) 副委員長の互選

副委員長

議題2 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について

○ 令和4年度末における第七次行政改革大綱の推進状況

1 推進状況調査の実施

- (1) 調査依頼：令和5年5月1日（月）
- (2) 回答期限：令和5年5月19日（金）

2 推進状況調査の結果

別添「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和4年度末推進状況報告書」のとおり。

